

8 相続税非課税対象法人の証明書の申請について

1 概要

- (1) 財産の相続又は遺贈を受けた者が、教育研究に供するため、学校法人に当該財産を贈与（寄付）した場合、相続又は遺贈を受けた者の相続税について非課税となる措置があります。この措置を受けるには、当該学校法人が、この制度の対象の法人であることの文部科学大臣の証明が必要となります。
- (1) 寄付者の相続税申告書提出期限日の約1カ月前までに申請してください。
- (2) 申請書（様式例20）に添付する書類及び留意事項等は次表のとおりです。なお、申請書（様式例20）を除きフレキシブルディスク等による届出を行ってもかまいません。

法令・審査基準等

○租税特別措置法第70条 ○同法施行令第40条の3 ○同法施行規則第23条の3
 ○相続税法27条 ○相続税法64条等
 ○租税特別措置法施行規則第23条の3第3項に規定する主務官庁又は所轄庁の証明に関する手続（昭和63年12月30日総理府等告示第2号）

申請書及び添付書類等	留意事項	様式
1 申請書	「法人の主たる事務所の所在」、「法人の名称」、「代表者の氏名」については登記簿（または寄附行為）どおりに記入し、また条文等、記載内容に誤りがないようにしてください。	27
2 寄附行為	申請時点で最新のもの。原本証明は不要です。	
3 贈与（寄付）財産の概要	<p>1. 財産の明細 内容、価額、件数について具体的に記載ください。 図書等件数が膨大な場合は、件数をまとめて記載ください。 現物寄付で、評価額が明らかな場合はその価額についても明記ください。</p> <p>2. 財産の使用目的 いつ、どのように使用するかを明記してください。 贈与から2年以内に当該財産を教育研究の用に供することが可能であることが求められます。</p> <p>3. 寄付者の氏名 寄附者氏名、故人の氏名、死亡日を記載してください （記載形式）：寄附者氏名（故人の氏名：死亡日）</p> <p>4. 学校法人と寄付者の関係 寄付者及び故人と学校法人との間の関係、経緯について記載してください。 学校法人の理事、評議員、職員等関係者の場合必ずその旨明記すること。また、学校法人と特別な関係が想起される場合は、その有無についての説明資料を求める場合があります。</p> <p>5. 寄付者の相続税申告書提出期限 申告期限後の提出を税務署が了解している場合はその旨を併せて記載してください。</p>	28

専修学校、各種学校の設置が無い場合、下記4～8は不要。		
4 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書	申請時点で最新のものです。	
5 申請の日を含む事業年度開始の日の財産目録	申請時点で最新のものです。 決算が済んでいない場合は前年度のものでも可。 『固定資産』について、法人部門、専修学校部門、各種学校部門を使用実態に応じてマーカー等で色分けするなどして区分を明示して下さい。 部門記載が無い場合及び共用等の実態がある場合、別途説明資料を作成し部門を区分して明示してください。 (ただし、添付書類8の留意事項欄の要件を満たさない学校、及び各種学校を <u>設置していない</u> 場合は、区分の明示は不要です。)	
6 申請の日を含む事業年度開始の前日1年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書(収支決算書がない場合は、収支予算書)	申請時点で最新のものです。 決算が済んでいない場合は前年度のものでも可。 法人部門、専修学校部門、各種学校部門の区分が可能なもの。大項目のみの記載は不可。	
7 専修学校の授業時間数に係る書類	設置する全ての専修学校の課程・学科毎の授業時間が分かる書類を作成の上、上記内容が分かる書類(学則、カリキュラム等)を添付してください。	
8 その他当該法人が相続税非課税対象法人に該当する旨を説明する書類	<p>・専修学校について</p> <p>1) 専修学校のうち高等課程で修業期間を通ずる(卒業に要する)授業時間が2000時間以上であるもの。(1の課程に他の課程が継続する場合は課程の修業期間の通算が可能)</p> <p>2) 専修学校のうち、専門課程で修業期間を通ずる(卒業に要する)授業時間が1700時間以上であるもの。</p> <p>上記の要件を満たさない専修学校を設置している場合は、 ○設置する全ての学校の各学年毎の学生・生徒等の定員数及び在籍者数が分かる書類を添付してください。(ただし専修学校は課程・学科及びコース毎、各種学校は学校毎に記載してください)</p>	

租税特別措置法施行令第40条の3第1項第1号の3、第
3号又は第4号に掲げる法人であることの証明申請書

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

法人の主たる事
務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名（記名・押印又は署名（自署））

当法人は、租税特別措置法施行令第40条の3第1項第4号に掲
げる法人であることを証明願います。

贈与財産の概要

- 1 財産の明細
- 2 財産の使用目的
- 3 寄付者の氏名
- 4 学校法人と寄付者の関係
- 5 寄付者の相続税申告書提出期限